

仕様書（広告付きAED）

1 広告付きAEDの規格及び条件

(1) 設置面積は、下記の範囲内とすること。

- ・ 広告（1 枠）付きAED 1 台
（幅）80 cm ×（奥行）24 cm×（高さ）196 cm
- ・ 広告（2 枠）付きAED 1 台+キャリータイプAED 1 台
（幅）130 cm ×（奥行）24 cm×（高さ）196 cm

(2) 施設の電力等を使用するものは設置しないこと。

(3) ディスプレイの表示文字、音声ガイダンス及び取扱説明書が日本語表記であること。

(4) 小児に対して使用可能であること。（電極パッドの交換等付属品による対応を含む。）

また、その際に速やかに使用できるよう小児用のガイダンスや表示がなされること。

(5) パッドの使用期限や、バッテリーの残量等についてセルフテストを行い、結果を遠隔監視できるリモート監視システムがあること。

(6) 広告掲出部分とAED収納部分が連結した一体の構造であり、分離していないこと。

2 設置場所

(1) 広告（1 枠）付きAED 1 台

帯広市東 8 条南 13 丁目 1 番地	帯広市保健福祉センター
帯広市西 20 条南 6 丁目 1 番地	森の交流館・十勝
帯広市西 2 条 14 丁目 3 番地 1	帯広市図書館
帯広市字緑ヶ丘 2 番地	帯広市児童会館
帯広市字緑ヶ丘 2 番地	帯広百年記念館

※ 設置場所 1ヶ所につき、広告付きAEDを 1 台設置すること。

(2) 広告（2 枠）付きAED 1 台+キャリータイプAED 1 台

帯広市西 5 条南 7 丁目 1	帯広市役所本庁舎
------------------	----------

※ 詳細な設置場所については、帯広市と協議の上決定すること。

3 遵守事項

(1) 安全対策

地震等の際の落下や転倒に関する防止策を十分に行うこと。

(2) 広告について

① 設置事業者には、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載にかかる一連の業務を行うこと。

② 広告物の作成、掲出等に関する経費は、すべて事業者の負担によるもの。

- ③ 広告物の掲出をしようとする時は、施設所管課に掲出見本を提出すること。このとき、必要に応じて、修正等の指示をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ④ 広告については、帯広市広告掲載要綱、同基準に基づくこと。
 - ⑤ 広告掲載部分は設置物の2/3以内とすること。
 - ⑥ 広告枠部分には広告主の広告を表示し、名称・電話番号等について表示すること。
- (3) AEDの管理に関すること
- ① 設置者の負担において、AEDの消耗品の交換、故障対応等、保守業務を随時行い、維持管理に努めること。

4 貸付期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで(5年間)とし、更新は行わない。

5 貸付料の納入

貸付料は、当該年度分を四半期ごとに納入するものとする。

6 費用負担

広告付きAEDの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。

7 貸付場所の返還

契約の解除等により広告付きAEDを撤去する場合は、原状回復のうえ、帯広市が指定する日までに返還しなければならない。

8 広告付きAED設置に伴う事故

帯広市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 帯広市の責に帰することが明らかな場合を除き、帯広市はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び広告付きAEDが汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

10 その他

この仕様書に定められていない事項については、その都度帯広市と設置者の間で別途協議するものとする。